

指定都市による小規模事業者の支援強化に向けた提案

わが国は、人口減少社会の到来といった大きな時代の変化に直面している。人口減少により国内市場の縮小が見込まれる一方で、平成 27 年 10 月に大筋合意に達した T P P は、製造事業者等にとって新たな需要を創出するチャンスとなる可能性を秘めている。指定都市をはじめとした地方自治体は、こうした社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、地域経済の活力維持・向上に努めていく必要がある。

中小企業の約 9 割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在でありながら、こうした人口減少や少子高齢化、国内市場の縮小、国際競争の激化といった構造変化の影響を受けやすく、様々な課題を抱えている。また、小規模事業者により構成されている商店街の衰退は、地域コミュニティにも影響を及ぼす課題である。

こうした中、平成 26 年 6 月に「小規模企業振興基本法」及び「小規模事業者支援促進法の改正法」が公布されるなど、国を挙げて小規模事業者の持続的発展のための支援を強化する動きが高まっている。また、平成 27 年は「地方創生元年」と位置付けられるなど、地方が自ら考え、とりわけ指定都市は周辺市町村と連携し、持続可能な地域経済の確立や雇用の維持・創出に取り組むことがこれまで以上に求められている。

そこで、指定都市市長会経済・雇用部会では、小規模事業者に対する支援強化をテーマとして取り上げ、特に指定都市にとって関心の高い「創業支援」「販路開拓」「商店街振興」の 3 分野を中心として、各指定都市が抱える課題や特徴的な支援策について調査を行うとともに、新たな支援のあり方などについて検討した。

各指定都市は、それぞれの地域の実情に応じたきめの細かい小規模事業者支援策を講じていく必要があるが、より一層効果的な支援策の立案に取り組めるよう、以下のとおり提案する。

1 小規模事業者支援全般に関すること

(1) 小規模事業者に対する支援策等の効果的な情報提供

中小企業庁は情報サイト「ミラサポ」を開設し、支援制度に関する一元的な情報提供を行っているが、小規模事業者や創業希望者の日常的な情報収集手段として、より一層効果的に活用されることが望ましい。

ついては、国、県、市町村等の支援制度に関する情報や、創業時におけるファンドをはじめとする民間資金の様々な活用方法などの情報が、小規模事業者や創業希望者にまで十分に行き渡るよう、「ミラサポ」や地方経済産業局による周知活動等による情報提供を、更に充実・強化すること。

(2) 小規模事業者に関する各種統計情報等の充実及び地方自治体ごとの集計結果の提供

小規模事業者に対する支援を強化するためには、統計的にも小規模事業者の状況を把握する必要がある。

国が提供した「地域経済分析システム(RESAS)」は、地方自治体が地域の現状や実態を把握し、地域特性に応じた施策の立案に寄与するものとして評価できるが、小規模事業者を抽出したデータは提供されていない、一部の機能では指定都市が区単位の集計のみのため市全体の状況を見ることができないなど、改善の余地がある。

ついては、より利便性の高いシステムとなるよう、機能の追加や操作性の向上を行うこと。

また、小規模事業者への支援を強化する上で参考となるデータを更に充実させるため、国の各種統計調査において、小規模事業者に関する地方自治体ごとの集計結果を提供すること。

(3) 地域の実情に応じた効果的な支援策を実施するための補助制度改革

小規模事業者向けの国の補助制度の多くは、国が定めた全国一律の基準によって指定都市を経由することなく実施される仕組みとなっているが、地域の実情を把握している地方自治体が関与することで、より効果的な支援が可能となる。

ついては、国が企業等に直接交付している補助金について、地方自治体への交付金とするなど地域の実情に応じた支援が行えるよう改善すること。

2 創業支援に関すること

(1) 創業を後押しする税制優遇措置の新設・拡充

創業時や創業間もない事業者の税制優遇措置を充実することで、資金面での負担を軽減し、創業しやすい環境の整備に寄与することができる。国においては、これまで登録免許税の一時的な軽減や法人税の引下げ、エンジェル税制の創設などが行

われてきたが、諸外国と比較すると十分なものとは言えない。

については、以下の税制措置を講じること。

- ① 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置を恒久化すること。
- ② 地方都市へのU・Iターンによる創業、第二創業について、法人税を創業時から一定期間免除するなどの優遇措置を新設すること。
- ③ 法人実効税率を、地方自治体の歳入である法人住民税が減収とならないよう配慮した上で、アジアの主要国と比較して遜色ない水準(20%台前半)まで引き下げること。
- ④ エンジェル税制について、適用要件の緩和や投資家への広報強化等により、利用を促進すること。

(2) 産業競争力強化法に基づく創業者支援策の継続・改善

(1)と同様に、創業時における資金面での負担を軽減するため、店舗借入費、設備費等を対象としている「創業・第二創業促進補助金」について、当該制度を来年度以降も継続するとともに、募集期間の延長や補助金限度額を引き上げること。

また、同補助金について都道府県の担当者が地域審査会に参加可能となるなどの改善が図られたことを踏まえ、指定都市についても市域内の申請案件については同様の対応が可能となるよう更に改善すること。

(3) 創業手続きのワンストップ化

人員が限られる創業時において、円滑な事業立ち上げの支障とならぬよう、行政手続の負担をできるだけ軽減することが必要である。

については、創業時に必要な各種手続き（税務、登記、雇用関係等）について、ワンストップ化すること。

(4) 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

経営者保証は、経営者個人への負担やリスクが大きく、創業や思い切った事業展開を阻害する要因となっている。

については、創業の阻害要因となりうる経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図り、創業や再チャレンジに取り組みやすい環境の整備を推進すること。

3 販路開拓に関すること

(1) 小規模事業者の販路開拓支援制度の継続・改善

販路開拓に要する経費を補助する「小規模事業者持続化補助金」は、ヒト、カネ、ノウハウといった基本的な経営資源が不足している小規模事業者にとって、有効な支援策となっている。

については、当該制度を来年度以降も継続するとともに、募集回数の増加や補助金限度額の引き上げなど、小規模事業者にとってより利便性の高い制度とすること。

また、指定都市等が地域の実情に応じた支援を行えるような制度に改善すること。

さらに、出展する側（売手）への支援に加え、買手（バイヤー）を地域に招聘する際の支援制度を新設すること。

(2) 小規模事業者の販路開拓における国の協力

地方自治体が海外や国内大手企業等に対する販路開拓を支援する場合、相手国や業界事情に精通している国の機関の協力を得ることで、より効果的な支援が可能となる。

については、単独では海外企業や大手企業等との商談が困難な小規模事業者を、指定都市等が連携してとりまとめた場合、地方経済産業局、外務省、現地大使館、JETRO、JICA 等は最大限協力すること。

4 商店街振興に関すること

(1) 街中のにぎわい創出を目的とした道路利用の弾力化

商店街や地方自治体が、街中のにぎわい創出を目的として企画する道路上の空間を利用した取組について、弾力的な運用を可能とする国の通知があるにもかかわらず、ある地域では道路占用・道路使用が許可されることが、別の地域では許可されないことがあるなどの指摘もある。

については、国の通知の趣旨を十分に周知することで、街中のにぎわい創出を目的として実施する路上イベントやオープンカフェ、歩行者専用道の設定などにおいて、地元の意見が十分に反映された弾力的な運用が可能となるよう更に改善すること。

また、国家戦略特区等で先行して認められている特例制度について、全国的に適用を拡大すること。

(2) 訪日外国人による商店街での消費拡大

これまでも、国において免税一括カウンターの設置を可能としたり、免税対象品の拡充や手続きの簡素化が行われてきているが、年々増加する訪日外国人を、商店街に買い物客として呼び込むことができれば、消費の拡大やにぎわい創出に繋がる大きなチャンスとなる。

については、商店街における免税店数の増加を加速する支援措置を講じるとともに、訪日外国人に対して免税手続一括カウンターを活用した商店街の情報提供を強化すること。

また、より一層免税手続きを簡素化すること。

(3) 社会課題に対応する取組への支援拡充

商店街のにぎわい創出を目的とした経済対策としての支援だけでなく、少子高齢

化対策や地域コミュニティの維持など、社会福祉やまちづくりの視点での商店街対策も、重要な課題となっている。

については、高齢者等の生活を支える地域コミュニティの維持や、若者や子育て世代を呼び込むような仕掛けづくりなど、社会課題に対応する商店街の取組について、支援制度の新設や、既存制度の補助金限度額及び補助率の引き上げなど、支援を拡充すること。

(4) 大型商業施設と地元商店街との連携促進

大型商業施設と商店街は、それぞれの魅力を活かして共存共栄の関係を構築することが望まれるが、現状では互いに顔の见えない関係のまま連携が進まない地域が多い。

については、両者の具体的な連携分野や連携方策を提示し、その動きを加速するような支援策を設け、業界団体に働きかけを行うなど、大型商業施設と地元商店街との関係構築と地域への貢献を促進すること。

平成27年12月25日
指 定 都 市 市 長 会